

平成30年第一回八丈町議会定例会会議録

議事日程（第4号）

平成30年3月29日（木曜日）午前9時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 閉会時刻の決定
- 第 3 承認第 2号 議員の派遣承認について（平成30年度東京都町村議会議員講演会）
- 第 4 承認第 3号 議員の派遣承認について（平成30年度要望活動）
- 第 5 承認第 4号 議員の派遣承認について（小笠原親善訪問）
- 第 6 承認第 5号 議員の派遣承認について（平成30年度行政視察研修）
- 第 7 議案第33号 平成29年度八丈町一般会計補正予算
- 第 8 議案第34号 平成29年度八丈町介護保険特別会計補正予算
- 第 9 議案第35号 平成29年度八丈町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第10 議案第36号 平成29年度八丈町国民健康保険特別会計補正予算
- 第11 議案第37号 平成29年度八丈町水道事業会計補正予算
- 第12 議案第38号 平成29年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計補正予算
- 第13 議案第39号 平成29年度八丈町病院事業会計補正予算
- 第14 議案第40号 八丈町歴史民俗資料館設置条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第41号 八丈町営住宅条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第42号 富士見地区公会堂の指定管理者の指定について
- 第17 議案第43号 八丈町辺地総合整備計画の策定について
- 第18 議会運営委員会の閉会中の特定事件の調査活動について

出席議員（12名）

| | | | |
|----|-------|----|-------|
| 1番 | 沖山恵子君 | 2番 | 浅沼憲春君 |
| 3番 | 小川一君 | 4番 | 山下巧君 |
| 5番 | 山本忠志君 | 7番 | 菊池睦男君 |
| 8番 | 岩崎由美君 | 9番 | 奥山幸子君 |

10番 奥山博文君

12番 小澤一美君

13番 水野佳子君

14番 土屋博君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--|--------|-------------------------------|-------|
| 町長 | 山下奉也君 | 副町長 | 持丸孝松君 |
| 公営企業 管理者 | 關村三男君 | 教育長 | 佐藤誠君 |
| 消防長 | 瀬筒穰君 | 総務課長 | 山越整君 |
| 企画財政 課長 | 佐々木眞理君 | 主幹 (企画 財政課) | 佐藤真一君 |
| 税務課長 | 川上明和君 | 主幹 (税務課) | 福田高峰君 |
| 住民課長 | 奥山拓君 | 福祉健康 課長 | 高野秀男君 |
| 主幹 (福祉 健康課) | 田村久美君 | 建設課長 | 菊池良君 |
| 主幹 (建設課) | 瀬筒国治君 | 課長補佐 (建設課) | 八洲進君 |
| 産業観光 課長 | 沖山昇君 | 主幹 (産業 観光課 兼 教育課) | 笹本博仁君 |
| 企業課長 | 菊池正勝君 | 病務 院長 | 奥山勉君 |
| 教育課長 | 高橋太志君 | 会計課長 | 和田一宏君 |
| 代表 監査委員 | 浅沼拓仁君 | 企画 財政 課 主任 | 沖山晃君 |
| 福祉 健康 高 齢 福 祉 係 長 | 柳田拓也君 | 住民 課 係 長 | 土方七重君 |
| 企業 課 係 長 | 岡野豊広君 | | |

事務局職員出席者

| | | | |
|------|-------|------------|-------|
| 事務局長 | 浅沼房徳君 | 書記 | 菊池拓君 |
| 書記 | 佐藤恵君 | 書記 (録音) | 山本良太君 |

◎開議の宣告

○議長（土屋 博君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しております。

よって、平成30年第一回八丈町議会定例会 4 日目は成立いたしました。

これより開会いたします。

議案説明のため町長、副町長、公営企業管理者、教育長、監査委員、各課長及び職員の出席を求め、議事公開の原則に基づき傍聴人、報道関係者の入場も許可してございます。

（午前 9時00分）

○議長（土屋 博君） これより会議に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（土屋 博君） 日程第1、会議録署名議員に、4番、5番議員を指名いたします。

◎閉会時刻の決定

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第2、閉会時刻の決定についてでございますが、会議終了次第閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、ただいまのとおり決定いたしました。

◎承認第2号の上程、承認

◎承認第3号の上程、承認

◎承認第4号の上程、承認

◎承認第5号の上程、承認

○議長（土屋 博君） 続いて、議員派遣についてお諮りいたします。

日程第3、承認第2号から日程第6、承認第5号の議員派遣承認については、一括して議題にしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、一括して議題といたします。

お手元に配付しております議員派遣承認要求書は、会議規則第126条の規定により議決を
求めるものであります。

これより休憩いたします。

（午前 9時02分）

○議長（土屋 博君） 休憩を解いて再開いたします。

（午前 9時05分）

○議長（土屋 博君） 日程第3、承認第2号 平成30年度東京都町村議会議員講演会について
は、議員全員を派遣。

日程第4、承認第3号 平成30年度要望活動については、7番、菊池睦男君、10番、奥山
博文君と私を含め3名を派遣いたします。

次に、日程第5、承認第4号 小笠原親善訪問については、2番、浅沼憲春君、13番、水
野佳子君の2名を派遣。

日程第6、承認第5号 平成30年度行政視察研修に係る議員の派遣については、研修視察
委員に一任することとし、緊急を要する議員の派遣については議長に一任し定例会で報告を
行うことにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、ただいまのとおり承認いたしました。

◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第7、議案第33号 平成29年度八丈町一般会計補正予算
を上程いたします。

説明、企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（佐藤真一君） おはようございます。

書類番号17をお願いいたします。1ページをお願いいたします。

議案第33号 平成29年度八丈町一般会計補正予算。

平成29年度八丈町の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9,745万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79億6,871万6,000円とする。

(「文言省略」の声あり)

○企画財政課主幹(佐藤真一君) はい。

平成30年3月29日、提出者、八丈町長 山下奉也。

5ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費補正。変更となります。

8款1項道路橋梁費の藍ヶ江線道路改良事業は、補正前4,996万円を29年度中に支払い済みの前払い分金額を除いて、補正後3,016万円に、その下、ねぎばな水壺線道路改良事業も補正前2,703万5,000円を、29年度中に支払い済みの前払い及び部分払いの金額を除いて、補正後2,125万5,000円にするものでございます。

8ページをお願いいたします。

歳入歳出とも補正額を中心に説明させていただきます。

款と項が同数値の場合、項の数値で申し上げます。歳入は実績値及び実績見込みとなります。

1款町税1,467万9,000円の増。

1項町民税477万2,000円の増。個人の現年分は企業等にパートで勤められている方が、企業が税金を差し引く特別徴収となり、その収入が後年度にずれ込むため減。なお徴収率は、対前年と同数値を見込んでございます。法人は、企業所得の伸びにより772万7,000円の増。

2項固定資産税1,482万1,000円の増。現年課税分は、実績見込みで増。

4項町たばこ税491万4,000円の減。売り上げ本数の減でございます。

6款1項地方消費税交付金360万2,000円の減。確定数値となります。

11款1項負担金14万円の減。

次のページ、下のページ、12款使用料及び手数料432万4,000円の減。

1項使用料426万3,000円の減。1目で4節末吉簡易宿泊施設使用料等が減となります。また、3目で温泉浴場使用料が減となります。逆に4目労働使用料は、体育館使用料等が増となります。5目も牧野使用料が増となります。

次のページをお願いいたします。

2項手数料6万1,000円の減。犬の新規登録手数料等が減となります。

13款国庫支出金199万8,000円の増。

1 項国庫負担金25万5,000円の減。自立支援給付費負担金等が減。また国保に対する法定内の保険基盤安定負担金は増となります。

2 項国庫補助金239万8,000円の増。

1 目の地方創生推進交付金及び3 目の農地防災事業費補助金は、それぞれ歳出の熱中小学校関係費、登立地区工事費の減に伴い、歳入も減となりますが、次のページの4 目の地域住宅交付金や6 目の高度へき地学校児童及び生徒の修学旅行費補助金は増となります。

11ページ、3 項委託金14万5,000円の減。

14款都支出金5 億6,053万7,000円の増。

1 項都負担金182万円の増。国庫補助金同様、1 節社会福祉負担金は減となります。また、国保の保険基盤安定負担金軽減分が減。後期高齢者の法定内の保険基盤安定負担金は増となります。

2 項都補助金5 億5,690万5,000円の増。

1 目で、次のページをお願いいたします。2 節の市町村総合交付金が、前年度より2 億2,000万円ほど増。15億6,252万5,000円となります。うち、三根公民館と漁業振興施設整備事業分で1 億9,580万ほどが充当となっております。その下、2 目、3 目、5 目、7 目、9 目は、歳出の事業実績により補助金額も減となります。

13ページ、3 項委託金181万2,000円の増。

1 目では都税徴収委託金は206万の増となります。その下、3 目、5 目は歳出の事業実績により減となります。

15款2 項財産売払収入108万8,000円の増。町有和牛が86万の増。温泉タオル販売が25万2,000円の増。

次のページをお願いいたします。

17款繰入金、4 億7,346万3,000円の減。

1 項基金繰入金4 億7,400万円の減。市町村総合交付金等により、各基金に戻し入れます。本補正により、ふるさと創生基金以外は全額戻し入れたこととなります。

2 項特別会計繰入金53万7,000円の増。後期高齢者医療特別会計への繰入金でございます。19款諸収入68万1,000円の増。

1 項延滞金及び加算金81万2,000円の増。延滞金です。

4 項雑入13万1,000円の減。熱中小学校受講料等の実績見込みにより減となります。

歳入合計、補正前78億7,126万2,000円、補正額9,745万4,000円の増、計79億6,871万6,000

円。

その下、歳出についても歳入同様説明申し上げます。一部を除き、各事業における不用額等の減額計上となります。

1 款 1 項議会費101万5,000円の減。会議録調製委託料等が減となります。

2 款総務費 1 億4,167万8,000円の増。

1 項総務管理費 1 億5,108万円の増。

1 目は社会保険料等が減となります。その下、2 目、5 目も減となります。

次のページをお願いします。

8 目、11 目、13 目も旅費、消耗品、委託料等で減となります。15 目で、歳入のところで申し上げましたように、財政調整基金は28年度末 9 億7,000万、これと同額になりまして、これに本予算で7,700万円を加えて10億4,700万円となります。16 目の公共施設整備基金も28年度末 4 億2,100万円と同額となり、そちらに7,900万円を加え、5 億円となります。

2 項企画費818万3,000円の減。歳入のところでも触れましたが、熱中小学校や旧末小活用事業、地域おこし協力隊関係費等が減となります。

3 項徴税费70万4,000円の減。1 目の職員手当等が減、2 目は財源更正でございます。

4 項戸籍住民基本台帳費36万1,000円の減。個人番号カードに係る町から地方公共法人への交付金が減となります。

6 項統計調査費15万4,000円の減。消耗品等が減です。

次のページをお願いいたします。

3 款民生費4,192万5,000円の減。

1 項社会福祉費4,073万5,000円の減。

1 目の28節繰出金で、国保会計に対して職員給与費や出産育児一時金の法定内繰り出し780万円ほど減のほか、法定外の赤字繰り出し分1,529万円が減となります。2 目及び3 目は実績見込み等により減ですが、次のページの28節バス事業への繰出金は、シルバーパス分で7万5,000円の増となります。19ページ、5 目は実績見込み等により、トータルで減となります。

2 項児童福祉費119万円の減。出産祝金や管外保育施設利用負担金等が減となります。

4 款衛生費3,577万3,000円の増。

1 項保健衛生費3,783万7,000円の増。

1 目の、次のページをお願いいたします、28節で病院事業へ3,187万円ほど繰り出します。

全額病院職員の年金拠出金等の法定内の繰出金です。29年度はトータルで2億8,830万3,000円を繰り出します。

その下、2目はこどものこころの健康教室の講師を2人で積算しておりましたが、1人となったほか、妊婦健診受診者数の減に伴い、国保連合会への委託料等も減となります。

その下、3目は、がん検診のための検診車が予定より船積みのための拘束期間が長くなったことによる増のほかは、実績に伴い減となります。

21ページ、4目では、予防接種者数の減に伴い接種費用助成額も減となります。

その下、5目では、法定外の漏水減免額を含め1,318万円ほど水道会計へ増額して繰り出します。トータルで本年度、3,420万4,000円となります。

その下、6目では、洞輪沢温泉浴槽改修工事等が減となります。

2項清掃費206万4,000円の減。1目及び、次のページをお願いします、2目、3目とも機械や借り上げ料、運搬料、修繕料等それぞれ減となります。

5款1項労働諸費11万5,000円の増。光熱水費やコピー使用料等が増となります。

6款農林水産業費1,062万2,000円の減。

1項農林業費819万円の減。

1目では旅費等が減となります。2目では賃金等が減、3目では登立地区水路用地土地購入費が減となります。4目は歳入のところでも説明いたしました登立地区排水路工事費が減となります。5目は牧野使用料66万9,000円、町有和牛の売払収入86万円をその他特定財源とし、同額を一般財源を減額します財源更正を行います。その下、7目、8目、10目、11目はそれぞれの事業実績により、委託料や機械借上料等が減となります。

次のページをお願いいたします。

2項水産業費5万7,000円の減。旅費等が減です。

3項振興費237万5,000円の減。1目では、担い手センターのパイプハウス整備工事費が入札差金等で減、また19節では利子補給対象者減少により9万2,000円の減。2目では、14節で生産現場研修の船やバス借上料等が減、19節でサメ被害防除対策事業費補助金を事業実績なしにより全額減といたします。

その下、7款1項商工費77万7,000円の減。2目で婚活事業への補助金等が減。次の25ページ、3目で電気料等が減。4目で15節の宇喜多秀家公関係駐車場整備工事費は減となるものの、19節では団体集客が好調なことから100万円の増。

その下、8款土木費1,053万5,000円の減。

1 項道路橋梁費752万3,000円の減。1目で道路台帳補測整備委託料が減、3目も工事請負費等が減、4目も修繕料が減となります。

次のページをお願いいたします。

2 項河川費85万3,000円の減。修繕料等が減。

3 項都市計画費 8万6,000円の減。

4 項住宅費207万3,000円の減。1目で八蔵団地臨時駐車場賃借料や浄化槽設置工事費等が減。2目も、臨時職員の社会保険料等が減となります。

9 款 1 項消防費438万6,000円の減。1目、2目とも減。2目1節の報償費の減は、消防団の定員に満たないため150万の減。次の27ページ、3目で水槽の修繕料や耐震性貯水槽建設工事が入札差金等で減となります。

10 款教育費1,494万1,000円の減。

1 項教育総務費136万5,000円の減。1目、2目とも旅費等が減。

2 項小学校費103万2,000円の減。1目では特別支援教育介助員賃金が増。次のページをお願いいたします。2目では雪山体験に係る報償費や旅費、郵便料、バス借り上げ料、補助金等が減となります。

3 項中学校費219万9,000円の減。1目では大中等の芝生維持管理委託料等が減。その下、2目では、次のページになりますが、19節の高度へき地学校児童修学旅行補助金や、中学校体育連盟大会参加補助金等が減となります。

5 項社会教育費969万4,000円の減。1目では、成人式関係の記念品や消耗品費が減。中学生島しょショートステイ補助金も減となります。2目では、工事費が想定より低額で済んだため610万円ほど減。4目では、次のページになりますが多摩・島しょ子ども体験、こちらミュージカル鑑賞となりますけれども、の負担金等が減。5目では、放課後子ども教室活動サポーター賃金等が減。6目では、文化財専門員報酬や費用弁償等が減。また、古文書用の中性紙箱等の消耗品費が減となります。7目では、業務管理委託料や旧丘里職員住宅棚設置委託料等が減となります。

6 項保健体育費65万1,000円の減。スポーツ推進員報酬や八丈島スポーツ親善大使旅費分、謝礼が減となります。

31ページ、12款 1 項公債費、増減なし。財源更正でございます。

13 款 1 項特別会計繰出金500万円の増。バス事業会計への繰出金、トータルで5,500万円となります。

14款1項予備費91万1,000円の減。

歳出合計、補正前の額78億7,126万2,000円、補正額9,745万4,000円の増、計79億6,871万6,000円。

なお、歳入項目の特別交付税の3月交付分のほか、地方消費税交付金以外の税連動交付金等については、今回の補正に計上できておりません。3月30日付で歳入額に応じて財政調整基金やふるさと創生基金への積み立てを行う専決処分を予定してございますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

お諮りします。

一般会計の補正予算については、初めに歳入。歳出については款を分けて進行したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認めます。

質疑に入る前に申し上げます。発言者は予算書のページ、番号などを必ず述べた上で発言するようお願いいたします。

それでは、一般会計補正予算、歳入、8ページから14ページまでの質疑をお受けします。10番。

○10番（奥山博文君） 歳入ということで、この補正にはちょっとなじまないんですけども、ページ数もないんですけども、町の人事があって、内示が来年度の予算にちょっと間に合わなかったのをお聞きしたいと思うんですけども、税務課主幹がなくなりましたよね。歳入のほうで年収は東京都の職員を呼んで係長にして、やっとな町が収入のほうで年収で、徴収か、良くなったとき、来年度の人事で徴収担当の主幹がなくなるというのは結構厳しいんじゃないかなと。確かに人事のほうも大変だとは思いますが、収入面でまたもとの町に戻るようなことがあってはならないと思うんですけども、そこら辺はなぜ税務課主幹をなくしたというか、人事に今回なかったのか、ちょっとお教えいただきたいんですけども。

○議長（土屋 博君） 町長。

（奥山（博）議員「副町長だ」の声あり）

○議長（土屋 博君） じゃ、副町長。

○副町長（持丸孝松君） 今年度、明日ですか、辞令交付があるわけですが、確かに人事も内

示をいたしました。

その中で、税務課のほうは今まで、今おっしゃったように大変力を入れておりましたが、人数的にも少ない面で頑張ってくださいました。その関係でいろいろありましたが、ノウハウを大変職員も頑張ってください、軌道に乗ってございます。収入の関係も事務レベルで個別収集よりかは相談を町で受けながらできるようになりまして、実績もそれなりに大変上がってございます。

来年度は、主幹というかそういう体制が一つなくなります。定員の、職員の補充もして、足らなかった2名分ですか、その関係も定員にちゃんとやった体制で臨みますので、これからもこのままいい方向で行くと私は確信して、頑張ってくださいたいと職員には思っています。

○議長（土屋 博君） 10番。

○10番（奥山博文君） 副町長は確信されていると思うんですけども、せっかく、町民の意識が変わり始めたんです。住宅費の滞納が少なくなったとかいろいろ話を聞きますけれども、今ここでちょっと滞納に対して行政側が緩めると、またもとのもくあみ、やっどほかの自治体に並んだのに。そういう面で、物すごく心配なんですよね。

ぜひとも、これは要望で結構ですけども、怠りのないようにやっていただきたい。1回だけ給食費滞納がばあんとぶち上がったことがある。それを係長に聞いたら、人がないものと言われたことがあるんです。そのときは口論になったんですけども、人がないから税金の滞納が増えるというのは、使用料の滞納が増えるとか、そういうのがあってはならないと思いますので。

本当に大変だと思いますよ、職員の数も、またいろいろ仕事も増えるし。ぜひとも、この税金の滞納のお金が増えないように努力してもらいたい。要望で結構ですけども。

○議長（土屋 博君） 要望でいいですね。

ほかに。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） 歳入についての質疑を終結いたします。

続いて、歳出、15ページ、議会費から22ページの衛生費までの質疑をお受けいたします。

15ページから22ページ。

8番。

○8番（岩崎由美君） 8番。

16ページの企画費のところなんですけれども、その下の17ページにも続いています、熱中小学校、大体予定どおりに進むものなんですけれども、計画的に。これで、結構減額されているのはどういった状況なのかなと、教えてください。

○議長（土屋 博君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木真理君） 企画総務費の中の熱中小学校の関係の経費につきましては、ここにありましており報償費、講師の謝礼が158万円減額ということでございます。

まずこれは、先生をどこから呼ぶかということもございます。また人数等もありますので、そういった関係で減額となってしまったというところでございますけれども、事業に関しましてはしっかりと我々、予定どおりこなしておりますので、その辺はご理解をいただきたいと思っております。

また、下のページの委託料のところでは運営補助ということで、去年は外部の団体さんに委託料を払いながらやっていたんですけれども、そこがちょっと連携がうまくとれなかったということで、今回につきましては職員のほうで対応したということで、その委託料分、ここにありましており216万円を減額させていただいたということでございます。

○議長（土屋 博君） 8番。

○8番（岩崎由美君） 熱中小学校に関して、来年度はいろいろ運営なんかも皆さんが参加してやるようになっていくかなと思うんですけれども、勉強する上で、やはり島にはないいろいろな講師の方をお呼びするというのも一つのいいことだと思うので、人選を厳選して新しい情報を得るという意味でも有効に活用していただきたいと思うので、よろしく願いいたします。これは要望です。

○議長（土屋 博君） 要望だね。要望で、課長、よろしく願いします。

ほかに。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） 衛生費までの質疑を終結いたします。

続いて、22ページ、労働費から31ページの予備費までの質疑をお受けいたします。最後までです。

1番。

○1番（沖山恵子君） 24ページの水産振興費のサメ被害の防除対策事業費の補助金が減っているところで、実績がなかったというお話があったんですけれども、ことしは鯨は来るしサメはいるしで、漁業が余りよろしくないという話を聞いたことがあるんですが、この実績が

なかったというのは、サメがいなかったのでやらなかった、いたけれどもやらなかった、いたけれどもできなかった、どれなのかを教えてください。

○議長（土屋 博君） 産業観光課長。

○産業観光課長（沖山 昇君） サメ被害の防除の事業につきましては、東京都さんも実はこの補助を組んでおりまして、町のほうでも29年度予算を組んでおりましたが、漁協さんからの申し出によりこの事業が行われなかった。つまり、それにより実績がなかったということでございます。

○議長（土屋 博君） 1 番。

○1 番（沖山恵子君） その漁協からの申し入れというのは、言いました、いなくてやらなかったのか、いたけれどもできなかったのか。

例えば、いたけれどもできなかったということでしたら、それに向けてどうしたらいいのかなというのを考えていかなければいけないと思いますし、サメがいなくて被害もないからやらなかったのだよということでしたら、それはそれで結構なことだと思うんですけども、その辺はどうなのでしょう。

○議長（土屋 博君） 産業観光課長。

○産業観光課長（沖山 昇君） 被害については、それほど大きな被害はなかったようにも伺いしております。

ただ、この被害といいますか、サメを獲ってくる事業に関しましては、漁に出た際に今まではやっておりました。ただ、やっぱり尾っぽを切って持ち帰らなきゃいけないとかそういったところで、実は船に乗っている方が2名以上でないとなかなかやりにくいところもありまして、1名で操業されている方が多くて、サメと尻尾を切ってとってくるというところがなかなか難しい点と、それから船に、たくさん漁師さん、船を持っていらっしゃる方がおりますが、ある程度限定をされてしまって、その方々に大分サメの駆除に関して負担がかかる部分が見られるようなお話も伺っております。

○議長（土屋 博君） よろしいですか。

1 番。

○1 番（沖山恵子君） 今のお話を伺いますと、サメはいるし、駆除も本当はしたいのだけれどもなかなかできなかった。それで実績も生まれなかった。漁協さんのほうでも積極的にやる余裕がないというふうに聞こえるんですけども、これは要望ですけども、来年度、例えば專業といいますか、サメを駆除する專業の方にやっていただくとか、何かいい方法がな

いのかちょっと考えていただいたほうがいいのかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（土屋 博君） 産業観光課長。

○産業観光課長（沖山 昇君） 駆除に関しましては、来年度以降、漁協のほうといろいろ相談をしながらやっていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（土屋 博君） いいですね。

ほかに。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第7、議案第33号 平成29年度八丈町一般会計補正予算は原案どおり可決いたしました。

◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第8、議案第34号 平成29年度八丈町介護保険特別会計補正予算を上程いたします。

説明、福祉健康課長。

○福祉健康課長（高野秀男君） それでは、書類番号18をお願いします。

1ページをお願いします。

議案第34号 平成29年度八丈町介護保険特別会計補正予算。

平成29年度八丈町の介護保険特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3,346万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億4,322万6,000円とする。

(「文言省略」の声あり)

○福祉健康課長(高野秀男君) はい。

平成30年3月29日、提出者、八丈町長 山下奉也。

6ページをお願いします。

まず、歳入のほうです。

1の保険料につきましては、41万4,000円減の1億9,353万1,000円となります。年金から保険料を天引きされている特別徴収の方が、当初より死亡等により48名減少しているなど、そういった要因が減の要因となります。

その下、4の国庫支出金から6の都支出金までは、それぞれ歳入額が確定したための補正になりますけれども、歳出のほうの保険給付費の減少等により減額での補正となっております。

8の繰入金についても、それぞれ繰り入れている歳出科目の減額により、876万9,000円減の1億8,020万7,000円となります。

以上、歳入合計、補正前の額10億7,668万8,000円、補正額3,346万2,000円の減、計10億4,322万6,000円。

続きまして、8ページをお願いします。

歳出になります。

1の総務費については、262万9,000円減の3,720万2,000円になります。各項目の歳出見込みから減額してございます。

9ページに移りまして、2の保険給付費ですけれども、2,920万7,000円減の9億2,248万2,000円となります。

1の介護サービス等諸費は、要介護1から5の介護認定者数が、昨年同時期と比較しますと16名減の373名となっております。そういった影響もあり、2,165万9,000円減の7億9,668万9,000円となります。要介護1から5の認定者数は373名ございますけれども、そのうちの123名の方が施設サービスを利用してございます。

11ページをお願いします。

2の介護予防サービス等諸費につきましても、こちらは要支援1から2の認定者数の方の予算になるわけですけれども、昨年同時期と比較しますとこちらのほうも5名減の175名となっております。その結果、466万9,000円減の4,110万7,000円としております。

12ページをお願いします。

4の高額介護サービス等費ですが、こちら介護サービス利用者数の減少により対象者数も、以前は170名ほどいらっしゃいましたが、ここ最近では160名ほどに減っております。その関係で、259万9,000円減額してございます。

13ページに移りまして、6の地域支援事業費ですが、一般介護予防事業と次のページの包括的支援事業の実績から、133万8,000円減の4,369万3,000円です。

高齢者のサロン事業につきましては、今年度いろいろ働きかけはしたんですが、実施団体等なかったため実績はございませんでしたけれども、来年度は介護予防事業を通じてリーダーとなるような人材の発掘に努め、サロン事業につなげていければというふうに考えてございます。

以上、歳出合計、補正前の額10億7,668万8,000円、補正額3,346万2,000円の減、計10億4,322万6,000円です。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

9番。

○9番（奥山幸子君） 9ページの給付費ですよね、それが下がっているわけですけども、結構軒並みに下がっているわけで、そうすると、町に5つ事業所がありますよね、民間の。その事業所の経営が大丈夫なのかというのが心配になるんですが、その辺は把握されてますか。

○議長（土屋 博君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（高野秀男君） 事業所のほうの経営についてのご質問ですけども、私も事業所のいろいろないというふうなものも、立場で事業の報告なんかを受ける機会もございませう。そういった中で、これは全ての事業所に言えることなんですけれども、当然利用者数のほうが減ると給付費、収入のほうに影響が出てきているのは話として伺っております。

実際、大体、平均としてだとは思いますが、利用者数のマックスを100%とすると、大体今70%前後の利用率かなというふうに思っております。

事業所によっては人員の配置を変えたりとか、そういったところでの削減というふうに努めているところもあるんですが、削減する一方で、サービスを今後提供する上での支障がないとか、そういった心配の声も聞かれますけれども、今後当初のときにもご説明しましたけれども、やはり利用者についてはどうしても波があるというところで、今後利用者数が増

えたときに対応するための準備というの、やっぱり考えていかなければいけないというふうな声は聞いております。

○議長（土屋 博君） 9番。

○9番（奥山幸子君） 今の事情を伺えばやむを得ないなと思うし、団塊の世代の高齢化が進んだ段階ではまた利用者が増えていくはずなので、その辺は事業所の経営は大丈夫なのかなと思うんですけども。

もう一つ質問がありまして、14ページの包括支援センターのことなんですけれども、今、包括支援センターは養和会にお願いしていると思うんですが、これを町が独自に運営するという話をちょっと聞いたんですけれども、その辺どうなるんですか。

○議長（土屋 博君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（高野秀男君） 包括支援センターにつきましては、事業開始当時から養和会のほうに委託しておりました。委託した理由としましては、事業運営をするに当たっての職種の方がそろっているというところが一番大きい要点だったんですけれども、今後八丈町のほうでと養和会のほうで、これはずっと懸案となっていた事項ではあるんですが、これから先、高齢化率も今よりかも上がって、地域ケアシステムというところでの国のいろいろな自治体に対する、業務に対する、もっと手厚く業務のほうをやりなさいよとか、そういった要望も多々ある中で、委託先では今後なかなか受け切れないというふうな現状が来ています。

そういったところで、来年度に関しましては、福祉健康課の中に、包括に必要な職員となる保健師、社会福祉士を配置しまして、来年度1年間を引き継ぎ期間とし、平成31年度より町のほうで包括支援センターの運営を実施したいというふうに考えております。

○議長（土屋 博君） 9番。

○9番（奥山幸子君） 懸案事項で、本来は町がすべき運営だったわけですから、それはいいことだと思っんですけども、今包括は養和会の中にあるわけなんですけれども、その場所は変わらないんですか。

○議長（土屋 博君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（高野秀男君） 町のほうに包括が来る最大のメリットとしては、来られた方が町の中で全てのサービスをスムーズに受けられるようになるということになります。

ですので、当然庁舎内に包括支援センターのほうは設けたいというふうに思っています。

○議長（土屋 博君） 9番。

○9番（奥山幸子君） 場所は、今の福祉健康課ではないですね。どこになるんですかね。

○議長（土屋 博君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（高野秀男君） 当然、センターとなるといろいろな個別の相談というものも必要になってきますので、庁舎内のどこか一角を包括支援センターとして設けたいと思っておりますけれども、まだ今のところ決まっておりません。

○議長（土屋 博君） いいですか。

ほかに。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第8、議案第34号 平成29年度八丈町介護保険特別会計補正予算は原案どおり可決いたしました。

◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第9、議案第35号 平成29年度八丈町後期高齢者医療特別会計補正予算を上程いたします。

説明、住民課長。

○住民課長（奥山 拓君） それでは、黄色い紙の次になります。

1ページをお願いいたします。

議案第35号 平成29年度八丈町後期高齢者医療特別会計補正予算。

平成29年度八丈町の後期高齢者医療特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ243万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,479万5,000円とする。

（「文言省略」の声あり）

○住民課長（奥山 拓君） はい。

平成30年3月29日、提出者、八丈町長 山下奉也。

5ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

1 後期高齢者医療保険料369万1,000円の増。こちらは、所得の変更によります保険料額の変更によるもの、また被保険者の変更などが主な要因となつての増額となつてございます。

続きまして、真ん中あたりの3の繰入金179万1,000円の減。こちら1の療養給付費繰入金から、次のページになりますけれども6の健康診査費繰入金まで、実績額確定によります増減で差し引きで減ということになってございます。

続きまして、同じ6ページ真ん中あたり、5諸収入53万7,000円の増。こちら平成28年度精算によります負担金や葬祭費の広域連合からの収入分となります。

以上、歳入合計、補正前の額1億9,235万8,000円、補正額243万7,000円の増、計1億9,479万5,000円。

次のページをお願いいたします。

歳出となります。

1 総務費1万4,000円の減、こちら健診の委託の減額分となつてございます。

3 広域連合納付金257万4,000円の増。実績と確定によります増減ですが、差し引きで増額となります。

続きまして、4の保健事業費65万8,000円の減。こちら健診の事業完了に伴います減額でございます。

次の8ページをお願いいたします。

5 諸支出金53万7,000円の増。こちらは一般会計への繰出金となつてございます。

以上、歳出合計、補正前の額1億9,235万8,000円、補正額243万7,000円の増、計1億9,479万5,000円。

以上で説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) ご異議ないものと認め、日程第9、議案第35号 平成29年度八丈町後期高齢者医療特別会計補正予算は原案どおり可決いたしました。

◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(土屋 博君) 続いて、日程第10、議案第36号 平成29年度八丈町国民健康保険特別会計補正予算を上程いたします。

説明、住民課長。

○住民課長(奥山 拓君) ピンクの紙の次になります。

1ページをお願いいたします。

議案第36号 平成29年度八丈町国民健康保険特別会計補正予算。

平成29年度八丈町の国民健康保険特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ7,178万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億7,729万9,000円とする。

(「文言省略」の声あり)

○住民課長(奥山 拓君) はい。

平成30年3月29日、提出者、八丈町長 山下奉也。

5ページをお願いいたします。

まず、予算に入ります前に、本日正誤表を配付してございます。訂正をお願いいたします。大変申しわけございませんでした。

改めまして、歳入でございます。

1 国民健康保険税1,973万7,000円の減。こちら一般被保険者、退職被保険者の関係でともに減額となります。要因といたしましては被保険者数の減、また実績と見込みによります減額となります。

次、6ページをお願いいたします。

真ん中あたりでございますが、3国庫支出金1,484万6,000円の増。こちら、主たる要因といたしましては、都道府県化に向けての標準システムの整備にかかわります交付金が増額となっております。

続きまして、7ページ上のほうにあります。4療養給付費等交付金19万9,000円の減。こちら実績確定に伴う減額となっております。

5前期高齢者交付金30万6,000円の増。こちら実績確定に伴う増額分でございます。

続きまして、6の都支出金2,722万9,000円の増。こちら都の補助金に関しまして、共同事業での交付金と拠出金の差がある保険者に交付される金額が増額となっております。

次のページをお願いいたします。8ページです。

上のほう、7共同事業交付金6,221万2,000円の減。こちら歳出とも関連してございますが、医療費の実績の確定に基づきまして減額となります。国保連合会からの通知によるものでございます。

次に、9繰入金2,310万4,000円の減。こちら実績確定に基づき減額ですが、先ほど一般会計のほうの説明にもございましたその他一般会計の法定外の繰入金が減額されるのが主なものでございます。

次、9ページのほうですが、11の諸収入891万5,000円の減。こちら保険税の延滞金、また第三者納付金等ございますが、予算調整のため雑入のほうを減額させていただいておりますので、よろしくをお願いいたします。

歳入合計、補正前の額15億4,908万5,000円、補正額7,178万6,000円の減、計14億7,729万9,000円。

次の10ページをお願いいたします。

歳出となります。

1総務費で425万3,000円の減。事業実績に伴う減額となります。

続きまして、2保険給付費1,610万円の減。こちら医療費の実績に基づく確定により全て減額で、療養諸費から高額療養費など減額と全てとなっております。

次の12ページをお願いいたします。

真ん中あたりになります。3の後期高齢者支援金等48万円の減。こちら社会保険診療報酬支払基金の通知による額の確定で、減額でございます。

続きまして、6の介護納付金、こちら同じく社会保険診療報酬支払基金より額の確定に

よる74万1,000円の減額ということになってございます。

その下になります、7の共同事業拠出金4,614万6,000円の減。こちら歳入でも申し上げました国保連合会からの通知によります医療費の実績に基づきまして、減額となっております。

13ページのほうに移りまして真ん中ほど、8保健事業費415万1,000円の減。特定健康診査の事業完了に伴う減額分でございます。

最後、14ページになりますけれども、11諸支出金8万5,000円の増。こちら病院事業会計繰出金で実績による確定額となっております。

以上、歳出合計、補正前の額15億4,908万5,000円、補正額7,178万6,000円の減、計14億7,729万9,000円。

以上、補正予算の説明は以上となりますけれども、補足説明といたしまして、平成29年度の国保会計の関係、今ご説明いたしましたとおりでございます。平成30年度の会計より今後繰上充用もなく、決算処理ができる見込みでございます。

しかしながら、平成28年度の決算審査の意見にもございました国保会計の滞納繰越額の取り扱いに関しましては、平成30年度より平成29年度以前の滞納繰越額の収納分は一般会計に戻していくという会計処理となりますことをご理解願いたいと思います。

もう一つお願いがございますけれども、保険税率との関係ではございません。その関係で、国保の条例改正がございました。今、国会で地方税法の関連であります法案がまだ成立してございません。その関係で、国保税の条例改正に間に合いませんので、専決処分させていただく事項がございます。

1点目といたしましては、保険税の賦課限度額、今現在89万円が最高限度額になってございます。これを4万円上げまして、93万円にすると。これは、限度額の増のものになります。

あと、2点目といたしましては、今5割、2割軽減がございます。この軽減の判定所得の基準額、こちらを5割軽減の方で今現在27万円になっていますのを、5,000円引き上げまして27万5,000円にすると。また、2割軽減の方、こちら1万円を引き上げまして、現在49万円ですが、1万円引き上げまして50万円にするということで、基準額を引き上げまして軽減の対象者数を拡大するというものが今回の条例改正の趣旨となっております。こちらのほうを専決処分させていただくというお願いでございます。

以上となります。よろしくお願いたします。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) ご異議ないものと認め、日程第10、議案第36号 平成29年度八丈町国民健康保険特別会計補正予算は原案どおり可決いたしました。

◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(土屋 博君) 続いて、日程第11、議案第37号 平成29年度八丈町水道事業会計補正予算を上程いたします。

説明、企業課長。

○企業課長(菊池正勝君) 書類番号19をお願いいたします。書類番号19でございます。

1ページのほうをお願いいたします。

議案第37号 平成29年度八丈町水道事業会計補正予算。

総則。

第1条、平成29年度八丈町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(「文言省略」の声あり)

○企業課長(菊池正勝君) はい。

次のページになります。

平成30年3月29日、提出者、八丈町長 山下奉也。

8ページをお願いいたします。8ページでございます。

平成29年度八丈町水道事業会計補正予算実施計画内訳。

収益的収入及び支出でございます。

まず、収入でございます。

1 款水道事業収益1,069万6,000円の減でございます。

1 項営業収益2,499万6,000円の減でございます。こちらにつきましては、水道料金の減でございます。

2 項営業外収益382万円の増。こちらは2 目一般会計補助金でございますけれども、公営企業繰出基準の規定によります職員の基礎年金拠出金、児童手当分の繰り入れの増額でございます。

次のページをお願いします。

3 項特別利益1,048万円の増でございます。こちらにつきましては、2 目一般会計補助金でございますけれども、過年度分の職員の基礎年金拠出金、児童手当分の繰入金の増額でございます。

支出のほうでございます。

1 款水道事業費用344万1,000円の減でございます。

1 項営業費用160万円の減でございます。1 目原水費、2 目浄水費、次のページになります、4 目業務費、11ページのほうにございます5 目総係費ともに不用額の減額となります。

次の12ページになります。

2 項営業外費用184万1,000円の減でございます。納付消費税の減でございます。

続きまして、資本的収入及び支出でございます。こちらは支出のみの補正でございます。

1 款資本的支出559万2,000円の減。

1 項建設改良費559万2,000円の減。こちらについても不用額の減額でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

10番。

○10番（奥山博文君） 10番。

8 ページ、いろいろ原因があるとは思いますが、水道料金の減。人口減少とかいろいろあるとは思いますが、主な原因はどこにあるか。もしわかっていたら教えてください。

○議長（土屋 博君） 企業課長。

○企業課長（菊池正勝君） こちら予算額でございます、この2,600万の減は均衡分を減額したというふうに解釈していただければと思います。

すみません、追加で。

決算の見込みといたしましては、水道料金に関しては昨年並みというの見込んでおりますので、よろしく申し上げます。

○議長（土屋 博君） 1 番。

○1 番（沖山恵子君） 9 ページの特別利益一般会計補助金の1,000万円についてお伺いします。

過年度分の職員のお給料とかいろんなものと説明があったんですけれども、1,000万と随分金額が大きいですけれども、何をおやりになったのか。多分何か組み替えたりしているのかなと思うんですけれども、教えてください。

○議長（土屋 博君） 企業課長。

○企業課長（菊池正勝君） こちらにつきましては、2 項の営業外収益に今年度270万ほど増額とかしておりますけれども、今までこちらの公営企業繰出基準に定められておりました職員の基礎年金拠出金と児童手当分については繰り入れがございませんでしたので、こちらのほうを過年度分について改めて繰り入れをいただくという形でやっておりますので、特に過年度分の児童手当等が間違っていたということではございませんので、よろしく申し上げます。

○議長（土屋 博君） 1 番。

○1 番（沖山恵子君） 今までは、水道課に勤めている職員も一般会計のほうでいろいろなものを払っていたけれども、水道会計のほうで全部払うようにしたということなのでしょうか。

○議長（土屋 博君） 企業課長。

○企業課長（菊池正勝君） 今までも職員の基礎年金の拠出金とか児童手当分は、水道事業会計のほうでお支払いしておりました。

これについては、国が定めております公営企業繰出基準の中で、一般会計が負担しても構わないというような経費でございましたので、これを改めて繰り入れていただくということでございます。

○議長（土屋 博君） ほかに。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) ご異議ないものと認め、日程第11、議案第37号 平成29年度八丈町水道事業会計補正予算は原案どおり可決いたしました。

◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(土屋 博君) 続いて、日程第12、議案第38号 平成29年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計補正予算を上程いたします。

説明、企業課長。

○企業課長(菊池正勝君) ただいまの水道事業会計の次になります。ピンク色の紙の次になると思います。

1ページのほうをお願いいたします。

議案第38号 平成29年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計補正予算。

総則。

第1条、平成29年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(「文言省略」の声あり)

○企業課長(菊池正勝君) はい。

平成30年3月29日、提出者、八丈町長 山下奉也。

6ページのほうをお願いいたします。6ページでございます。

平成29年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計補正予算実施計画内訳。

収益的収入及び支出でございます。

まずは、収入でございます。

1款自動車運送事業収益501万9,000円の増でございます。

2項営業外収益501万9,000円の増でございます。こちらにつきましては、2目一般会計補助金の増及び長期前受金戻入の増でございます。

次、支出のほうでございます。

1 款自動車運送事業費用 4 万 2,000 円の減。

1 項営業費用 4 万 2,000 円の減。こちらにつきましては、1 目運転費、2 目車両修繕費、次のページの 8 目運輸管理費、10 目一般管理費、ともに不用額の減額でございます。11 目資産減耗費につきましては、固定資産除却費で 13 万 6,000 円の増となっております。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入り……失礼しました。

9 番。

○9 番（奥山幸子君） この補正と直接は関係していない……

○議長（土屋 博君） 何ページですか。

○9 番（奥山幸子君） 全般のことです。すみませんけれども。

前に 1 番議員も言っていたんですけれども、末吉に行っているバスが町役場のほうに帰ってくる時に人を乗せられないんですよ。どうして乗せられないのか、開く道はないのかということです。もったいないなと思うので、ぜひできる方向で考えていただきたいんですけれども、開く道はないんでしょうか。

○議長（土屋 博君） 企業課長。

○企業課長（菊池正勝君） こちらにつきましては、議会だけでなく、ほかの自治会等からもそういうお声をいただいております。

それにつきましては、道はないかということと言われれば、道はなくはないということになりますけれども、それにつきましては実際に利用者が本当にいるのかということとか、その分運転手、もちろん運行管理者等の人件費が増える問題もありますけれども、その辺について検討したいというふうに自治会のほうでも答えておりますので、とりあえずだめということではないというふうにご理解いただきたいと思います。

○議長（土屋 博君） 9 番。

○9 番（奥山幸子君） 人件費が増えるとおっしゃいますけれども、帰ってくるバスですよ。どうして増えるんですか。

○議長（土屋 博君） 企業課長。

○企業課長（菊池正勝君） 路線に組み入れると、停留所で必ずとまってしまいます。その辺で時間は増えます。そういうことでご理解いただきたいと思います。

○議長（土屋 博君） 10番。

○10番（奥山博文君） 難しい、今のことでちょっと難しい答弁だなと思うんだけど、まず利用者。走らせてみてあるかないか。それをやらないと全然意味がない。人件費は、停留所に客があるから停留所にとまるんだ。そういうのは利用者があるということだから、とりあえず、課長、やってみましょう、これ。要望もあることだから。どうですか、やってみましょうよ。どうですか。

○議長（土屋 博君） 企業課長。

○企業課長（菊池正勝君） 先ほどお答えしたように、こちらはやれないということではないということでご理解願いたいのと、まずやってみて、そこがかなり減収になるというところではございません。乗り合いの路線のダイヤを変更する場合は、運輸局に届けるというような手続もありますので、その際にもある程度人数が見込めるのかというような審査もございません。

今、現状でこちらのほう、予算上でも決算上でも皆さんご理解していただいていると思いますけれども、貸し切りが伸びているからといって決して楽な経営ではございませんので、その辺も考えてやっていきたいと思います。

というので、先ほどの答えでご理解をお願いしたいということで、よろしく申し上げます。

○議長（土屋 博君） 1番。

○1番（沖山恵子君） 一般質問のときに、路線バスだけだと観光地をめぐれないので、巡回バスをということを申し上げたんですけれども、例えば帰りのバスが使えるというだけでも大分違いますので、やはり一般の方だけではなくて観光の方、例えば末吉の温泉で、最後の路線が、最終バスがあれば、3時過ぎてもお風呂に入って坂下まで戻ってこられると、そういうような観光の道も広がりますので。

絶対的に利用者はいると思うんです。自治会からやってくださいとお願いされるということは、利用者が見込めるから言うわけであって、必要がないものは要望は出しませんので、ぜひ利用者はいるということを前提に物事を考えていただきたいと思います。よろしく願いします。

○議長（土屋 博君） 要望で。

（沖山議員「はい」の声あり）

○議長（土屋 博君） 要望。

ほかに。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第12、議案第38号 平成29年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計補正予算は原案どおり可決いたしました。

◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第13、議案第39号 平成29年度八丈町病院事業会計補正予算を上程いたします。

説明、企業課長。

○企業課長（菊池正勝君） ただいまの一般旅客自動車運送事業会計補正予算の次になります。黄色い紙の次になります。

1 ページのほうをお願いいたします。

議案第39号 平成29年度八丈町病院事業会計補正予算。

総則。

第1条、平成29年度八丈町病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（「文言省略」の声あり）

○企業課長（菊池正勝君） はい。

次のページになります。

企業債。

第5条。予算第5条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり改める。

起債の目的。医療機械器具整備事業。

限度額1,190万円を、限度額1,010万円に補正するものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法については特に変更はございません。

こちらの減額につきましては、入札差金等の減額でございます。

次のページになります。

平成30年3月29日、提出者、八丈町長 山下奉也。

10ページをお願いいたします。

平成29年度八丈町病院事業会計補正予算実施計画内訳。

収益的収入及び支出。

収入のほうでございます。

1 款病院事業収益4,880万8,000円の減でございます。

1 項医業収益8,464万9,000円の減でございます。

このうち、1 目入院収益につきましては6,700万の減でございます。こちらにつきましても、均衡分を減額しております。

2 目外来収益につきましては、980万7,000円の減でございます。こちらにつきましては、当初予算で設定した患者数よりも患者数が減っているということでございます。

3 目その他医業収益は、784万2,000円の減額になります。こちらにつきましては、節の公衆衛生活動収益、企業健診等の収益減によるものでございます。

次のページになります。

2 項医業外収益3,584万1,000円の増でございます。こちらにつきましては、2 目一般会計負担金がございますけれども、こちらにつきましても水道事業会計と同様に、公営企業繰出基準による職員の基礎年金等拠出金、児童手当に対する負担金の増でございます。

また、5 目一般会計補助金でございますけれども、こちらにつきましては収入補填分の補助金の増でございます。2,743万円の増でございます。

次のページをお願いします。

8 目資本費繰入収益につきましては1,211万7,000円の減でございますけれども、こちらにつきましても、資本的収入に繰り入れられた一般会計負担金の減額によるものでございます。

次に、支出のほうになります。

1 款病院事業費用562万6,000円の減。

1 項医業費用530万4,000円の減。こちらは、2 目材料費、3 目経費、不用額の減額ござ

います。

次のページをお願いします。

4目管理費につきましては、不用額の減額がございますけれども、次の14ページになります。貸倒引当金繰入額の増によりまして、増額となっております。

5目研究研修費、不用額の減でございます。

7目資産減耗費につきましては、固定資産の除却費、棚卸資産の減耗費による増でございます。

2項医業外費用32万2,000円の減でございます。消費税納付額の減でございます。

次のページになります。資本的収入及び支出になります。

収入でございます。

1款資本的収入1,478万2,000円の減でございます。

1項企業債180万円の減でございます。医療機械器具整備事業の事業費の減による減額でございます。

2項一般会計負担金につきましては、1,211万7,000円の減でございます。こちらにつきましては、病院建設等の起債の元金償還に係る負担金でございますけれども、負担割合の更正によりまして減額となっております。

3項都支出金につきましては、86万5,000円の減でございます。こちらはへき地産科医療機関設備整備補助金の減でございます。

次に、支出でございます。

1款資本的支出は146万9,000円の減額でございます。こちらにつきましては、全て建設改良費の減額でございます。医療機械器具等の入札差金等の減額でございます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いします。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

9番。

○9番（奥山幸子君） 13ページの管理費になるのかなと思うんですけども、以前ですね、以前といっても割と最近なんだけれども、病院の多目的トイレが使いにくいんじゃないかという話と、それから5番議員からトイレがウォシュレットじゃないという話、それが改良されているのかどうか。

○議長（土屋 博君） 事務長。

○病院事務長（奥山 勉君） まずは、多目的トイレを見させていただいて、築20年なので、
ついているものは今の新庁舎のものと同じなのですが、ちょっとレバーを一度引っ張ってか
ら上げるとか、そういったところの説明がちょっと小さいので、それはまず大きい表示に直
しました。

あとは、開け閉めのトイレの出入りの際のボタンなんですけれども、新庁舎のものは押す
ところがランプがつくんです。これを押してくださいというのがわかるんですが、高齢の方
にも。うちのボタンは昔のよくクイズ番組にあるようなボタンなので、ちょっとそこは予算
の関係もございますので、これから直していきたいと考えております。

また、ウォシュレットのことにしましては、一度4個導入しまして、とりあえずはです
ね。まずは個室の便器のところにつけたのと、あと今後、また今発注しておりますので、そ
れが来ましたら一般のトイレに設置していきたいと考えております。

○議長（土屋 博君） ほかに。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第13、議案第39号 平成29年度八丈町病
院事業会計補正予算は原案どおり可決いたしました。

ここで休憩いたします。45分まで。

（午前10時28分）

○議長（土屋 博君） 休憩を解いて再開いたします。

（午前10時45分）

◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第14、議案第40号 八丈町歴史民俗資料館設置条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、教育課長。

○教育課長（高橋太志君） 書類番号20をお願いいたします。

議案第40号 八丈町歴史民俗資料館設置条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

平成30年3月29日、提出者、八丈町長 山下奉也。

説明。

位置及び入館料の変更に伴い本条例を改正する必要があるので、本案を提出します。

次ページをお願いいたします。

八丈町歴史民俗資料館設置条例の一部を改正する条例ということで、本条例改正は歴史民俗資料館の支庁展示ホールへの一時移転に伴う住所の変更と入館料の改正となります。

住所、大賀郷2466番地2に、入館料を個人、団体ともに100円とし、12歳未満を無料に改正するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第14、議案第40号 八丈町歴史民俗資料館設置条例の一部を改正する条例は原案どおり可決いたしました。

◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第15、議案第41号 八丈町営住宅条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、建設課長。

○建設課長（菊池 良君） 次のページをお願いいたします。

議案第41号 八丈町営住宅条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

平成30年3月29日、提出者、八丈町長 山下奉也。

説明。

町営中道団地8号棟・9号棟の用途廃止に伴い、条例を整備する必要があるので本案を提出いたします。

次のページをお願いいたします。

八丈町営住宅条例の一部を改正する条例。

八丈町営住宅条例の一部を次のように改正する。

別表、中道団地の部八丈町三根37番地の2、款昭和53年の項戸数の欄中「12」を「4」に改め、同表計の部中「421」を「413」に改める。

附則。この条例は平成30年4月1日から施行するということでございます。

これは、29年度に8号棟、9号棟の解体を行いまして、その戸数の減でございます。減を町営住宅条例の別表に反映させるものでございます。

この421の戸数なんですけれども、以前8番議員のご質問の際に私、総戸数426と答えてしまいましたが、421が正しいので、おわびいたしまして訂正いたします。総戸数421を413戸に改めるものでございます。

以上でございます。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(土屋 博君) ご異議ないものと認め、日程第15、議案第41号 八丈町営住宅条例の一部を改正する条例は原案どおり可決いたしました。
-

◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長(土屋 博君) 続いて、日程第16、議案第42号 富士見地区公会堂の指定管理者の指定についてを上程します。

説明、建設課長。

- 建設課長(菊池 良君) 続きまして、資料番号21をお願いいたします。

議案第42号 富士見地区公会堂の指定管理者の指定について。

上記議案を提出する。

平成30年3月29日、提出者、八丈町長 山下奉也。

次のページをお願いいたします。

富士見地区公会堂の指定管理者の指定について。

地方自治法第244の2第3項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を下記のとおり指定する。

記。

- 1、公の施設の名称及び所在地。富士見地区公会堂。東京都八丈島八丈町三根4869番地1。
- 2、指定管理者の名称及び所在地。八丈島文化協会。東京都八丈島八丈町三根438番地1。
- 3、指定の期間。平成30年4月1日から平成35年3月31日まで。

説明。

富士見地区公会堂に係る指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めますということで、富士見地区公会堂は平成25年に八丈島文化協会を指定管理者としまして、管理運営をお願いしてきました。

指定管理者の契約は最長で5年でございますので、ちょうど平成30年度が契約更新の年になります。

指定管理者を指定する場合は、更新でありましても議会の議決が必要となりますので、この議案を上程いたします。

以上でございます。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第16、議案第42号 富士見地区公会堂の指定管理者の指定については原案どおり可決いたしました。

◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第17、議案第43号 八丈町辺地総合整備計画の策定についてを上程します。

説明、企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（佐藤真一君） 書類番号22をお願いいたします。

議案第43号 八丈町辺地総合整備計画の策定について。

上記議案を提出する。

平成30年3月29日、提出者、八丈町長 山下奉也。

1枚おめくりいただきまして、八丈町辺地総合整備計画の策定について。

八丈町辺地総合整備計画を別紙のとおり策定することについて、議会の議決を求めます。

説明。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、本案を提出します。

この法律は、辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を辺地ごとに策定して、その計画に基づき、辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著し

い格差の是正を図ることを目的としております。

次ページ以降に総合整備計画の内容を記載してございますが、各ページの朗読のほうは割愛させていただきまして、概要について説明申し上げます。

まず、町が公共施設等の整備を実施するとき、財政上の都合によりまして地方債を起すこととなりますが、その地方債の一つに辺地対策事業債がございます。この辺地対策事業債は、毎年元利償還金の80%が普通交付税の基準財政需要額に算入される、大変有利な地方債となっております。

この辺地対策事業債を起すためには、法律に基づき、公共施設の、このページ以降になりますけれども、総合整備計画を定め、東京都知事との協議後、議会の議決を経て総務大臣に提出することになってございます。

まず、この総合整備計画を作成するための辺地の条件ですが、1として市町村の区域内の町もしくは字等を区域とすること。2、地域の中心を含む5平方キロ以内の面積の中に50人以上の人口を有するものであること。この場合の中心とは、宅地の3.3平方メートル当たりの価格が最高の価格である地点であること。3として、辺地度点数が100点以上であることとなっております。

最終ページのA3判、辺地図のその前の3ページに記載しておりますが、辺地度点数算定表がございます。その算定表による点数が全地域100点以上となっております。算定表の前のページをおめくりいただくと、各辺地の整備計画の概要が記載されてございます。

30年度は、さきの予算で説明したとおり、辺地債の借り入れ総額1億8,260万円となっておりますが、借り入れを決定しているわけではなく、この計画策定後の国の審査及び配分の増減額により決定されることとなります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(土屋 博君) ご異議ないものと認め、日程第17、議案第43号 八丈町辺地総合整備計画の策定については原案どおり可決いたしました。
-

◎議会運営委員会の閉会中の特定事件の調査活動について

- 議長(土屋 博君) 続いて、日程第18、議会運営委員会の閉会中の特定事件の調査活動についてを上程いたします。

本件は、お手元に配付のとおり、議会運営委員会の特定事件の調査活動は閉会中も活動できるものとしたしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(土屋 博君) ご異議ないものと認め、日程第18、議会運営委員会の特定事件の調査活動は閉会中も活動できるものと決定いたします。
-

- 議長(土屋 博君) ここで、条例の専決処分について、税務課長より連絡がございます。税務課長。

- 税務課長(川上明和君) 資料はございません。口頭にて説明させていただきます。

地方税法の法律改正に伴い、八丈町町税条例を改正する必要がありますので、国会で可決され次第、専決処分にて対処いたしたいと思います。

今回の改正は、附則を含めて31条の改正になる見込みでございます。

また、議会におかれましては、次回の招集の折ご報告申し上げます。よろしく願いいたします。

- 議長(土屋 博君) この件については何か質問がありますか。

(「なし」の声あり)

◎閉議及び閉会の宣告

- 議長(土屋 博君) 以上をもちまして、本定例会に付議された議案は全て終了いたしました。

よって、平成30年第一回八丈町議会定例会を閉会いたします。

(午前10時59分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成30年3月29日

議 長 土 屋 博

署 名 議 員 山 下 巧

署 名 議 員 山 本 忠 志